

# Montesquieu の経済思想についての試論

津田内匠

## I

重農学派が、フランス絶対主義の経済理論・政策体系としてのコルベルチスム批判として成立し、コルベルチスムの最初の批判者、Boisguillebert の経済理論を学派の先駆として認めたことは、よく知られている。では Boisguillebert と同じく法服貴族であり、同じくコルベルチスムの体系的批判者であった Montesquieu に対しては、重農学派はどのような関係にあったであろうか。重農学派は、Boisguillebert よりも Montesquieu の『法の精神』が学派の成立に与えた一般的影響を重視しているようにみえる。にもかかわらず重農学派自身は、その影響の具体的な内容についてはあまり言及していないし、むしろ個々の理論・政策については総じて批判的でさえある。重農学派、ひいてはフランス古典派経済学と Montesquieu との関係は、Boisguillebert との関係ほどに分明とはいえないし、むしろ両者を無関係に論じるのが通例である。私は、前稿では、この問題を念頭におきながら、社会科学の古典としての『法の精神』の体系が科学としての経済学=重農学派の成立に寄与した社会経済思想史上的関係を理解するために、まず Montesquieu の体系の基本的性格を検討する機会をもった<sup>1)</sup>。

前稿によれば、Montesquieu の体系はフランス絶対主義批判をめざす法服貴族のイデオロギー、相対主義の体系にはかならず、かれの基本的課題は、社会的諸関係における法のあり方を検討しつつ、「政治的自由」の実現の諸条件を原理的かつ実践的にあきらかにすることにあった。Montesquieu は、この課題をみたすために、相対主義=関係概念の徹底的適用によって、原理的には、こ

んにちいうところの社会科学の方法を樹立することに努めながら、同時に実践的には、制限君主政をめざす貴族中間権力の構想を積極的に描いていると考えられるのである、Montesquieu の体系は、通常いわれるよう、たんに「公平」「客観的」な観察と分析の体系ではなく、またたんに自然的=社会的諸法則の「確認」に終始する体系でもなく<sup>2)</sup>、上述のような原理的意図と実践的意図との複合からなる体系である。したがって Montesquieu の個々の論述や体系そのものにみられる諸矛盾は、それ自体として、いわば原理的に整序されることは不可能である。そうではなくて、これらの諸矛盾は、貴族中間権力の構想という Montesquieu の実践性に照らしてはじめて整序されるのであり、それによって諸矛盾はその積極的意味をあきらかにすると思われる。同様の意味で、Montesquieu の体系の主要部分を構成する政治・歴史・経済の諸問題も、この貴族中間権力の構想のもとでの厳密な相互諸関連でこそ検討されるべきであろう。

以上のように理解すれば、前稿での問題の出発点、つまり『法の精神』の体系と重農学派の成立との関係は、たんに両者の個別的な諸理論・政策の類似や相異という問題としてだけでなく、より基本的問題として、Boisguillebert や Montesquieu のような、いわばフランスに固有の法服貴族の存在が、重農学派の成立あるいはその発展としての Turgot の経済思想形成において、いかに貢献しいかに制約したかという問題に転換されるべきであろう。小論の目的は、Montesquieu

1) 「Montesquieu における歴史と経済」『経済研究』第 15 卷第 3 号

2) たとえば、C. de la Taille-Lolainiville, *Les idées économiques et financières de Montesquieu*, Paris, 1940.

の個々の経済理論や政策を詳細に紹介したり、その現代的有効性を検証することではなく、上記の問題を念頭におきながら、Montesquieu の経済思想の基本的性格を、かれ自身の方法に即して、かれ自身の体系のなかで、つまり貴族中間権力の構想という観点から試論的に検討することであり、かつそれに限られるのである。

## II

Montesquieu の経済思想は、それ自体として十分に整備された理論体系をもつものではなく、むしろ『法の精神』その他の諸著作に散在する一見脈絡のない経済的観察や相互に矛盾する断片的主張の集積の觀をさえ呈している。しかし、このことは、経済学がまだ「粗末な手づくりの政治学<sup>3)</sup>」の域をでなかった当時としては、ひとり Montesquieu に特有なことではない。むしろ Montesquieu に特徴的なことは、かれが経済的観察や分析をそれ自体、第一義的に考えていなかっただけでなく、同時に反面、すぐれて政治論的な体系、とくにその中核をなす政体論に、かれの断片的な経済論を複雑に関係づけていることである。そのため矛盾はいっそう大きく、いっそう難解にみえる。Montesquieu の経済思想についての相反する多様な解釈も<sup>4)</sup>、この経済論と政体論との関係の理解に起因しているといってさしつかえない。

たとえば、Voltaire<sup>5)</sup> や J.-B. Say<sup>6)</sup> は、Montesquieu の経済論を、かれらが「封建的」「形而上学的」と非難する政体論にもっぱら従属させて、Montesquieu は政治経済学の諸原理について、な

んら知るところがなかったと、これを全面的に否定する評価を加えたが、これに対して、Jaubert<sup>7)</sup> は今世紀はじめ、Montesquieu の経済論を政体論の制約から解放して、Montesquieu の経済思想の全体をはじめて積極的に評価した。Jaubert は、この経済論と政体論の密接な関係を否定するのではなく、むしろ慎重にこれを認めるのだが、J.-B. Say や Destutt de Tracy<sup>8)</sup> の否定的評価から Montesquieu を救いだすために、かれは、「政治経済学の政治学への絶対的従属に帰着する<sup>9)</sup>」政体論を、非現実的——と Montesquieu 自身が認めていると、かれはいう——とみて、政体論と経済論との関係を、たんなる経済政策の相対性という問題に還元する。こうして、Jaubert は、Montesquieu は経済法則の存在を知らなかったどころではなく、その諸関連と経済理論・政策の相対性を重視したのであり、したがって、「政治経済学は、かれには、1 個の切り離された自己充足的な研究対象としてではなく、社会科学の完全な一部として現われる」のであり、Montesquieu は「重農学派や正統派よりも現代のエコノミストに近い」と結論する<sup>10)</sup>。この結論の当否はともかく、Jaubert は Montesquieu の経済論から政体論の制約を取除くことによって、かれの経済思想の全体を最初に評価し、ほぼこんにちの評価の基本線を示したのであるが、同時に Montesquieu の経済思想を時代環境から切り離して、一方的にブルジョワ的に解釈する傾向に先鞭をつけたともいふことができる。Jaubert 以後の研究には、この傾向が助長されている。すなわち、Fletcher は、政体論とは全く無関係に、租税論その他で、Montesquieu を Smith の直接的先駆者とみており<sup>11)</sup>、C. de la Taille-Lolainville は、政体論を「体系の精神」として排除することによって、Montesquieu を限定された近代的自由主義の先駆、Quesnay に

3) Fletcher, F. T. H., *Montesquieu and English politics (1750-1800)*, London, 1939, p. 52.

4) Montesquieu の経済思想についてモノグラフィについては、前稿、注(2)を参照。前稿に補足すべきものとして、以下のものをあげておく。河野健二、「モンテスキューの経済思想」『経済論双』第 52 卷第 4 号、昭和 16 年 4 月；Garrigou-Lagrange, André, "Montesquieu et les économistes", *Actes Congrès Montesquieu*, Bordeaux, 1956; ; 大淵利男、「モンテスキューの『法の精神』と租税の理論」『日本法学』第 23 卷第 4 号昭和 32 年 11 月；同「モンテスキューの重商主義的経済現論と財政思想」『日本法学』第 25 卷第 1 号昭和 34 年 5 月；張宏生、孟德斯鳩、北京、1964.

5) 津田、前掲論文注(16)を参照。

6) J. B. Say, *Traité d'économie politique*, 1804.

7) Jaubert, Ch., *Montesquieu économiste*, Paris, 1901.

8) [Destutt de Tracy], *Commentaire sur l'Esprit des lois*, Paris, 1819.

9) Jaubert, Ch., *op. cit.*, p. 215.

10) *Ibid.*, p. 216.

11) Fletcher, *op. cit.*, chap. III, pp. 52-68.

先んじる経済科学の眞の建設者と強調するにいたる<sup>12)</sup>。いざれも過大な評価といわざるをえない。

ところで、ここに全く逆の観点がある。Althusser は特に Montesquieu の経済思想について論じているのではないが、Montesquieu の政治思想の階級的立場をあきらかにするために、いわば政体論から経済論にふれて、Montesquieu の思想は、封建階級と斗うブルジョワ的性格の一片をもふくむものではなく、旧貴族特權の擁護をめざす「時代錯誤」の思想にはかならないと断定している<sup>13)</sup>。これは、すでに Montesquieu の政治思想にかんして、Mathiez によって示された見解であるが<sup>14)</sup>、Althusser はここでは Porschnev の絶対主義＝均衡権力論の古典的シェーマの否定を立論の手がかりとしている。それによれば、絶対王制の成立にともなう政治体制の変化は、封建的搾取体制そのものの変化ではなく、封建体制内部で発生した経済的变化、とくに国民市場の出現に対応するための政治的形式の変化にすぎない。絶対王制の基本的矛盾は、封建階級とブルジョワジーの対立にあるのではなく、封建的諸階級と被搾取大衆(農民、小職人、小商人等)との対立にはかならない。絶対主義下のブルジョワジーは封建貴族と対抗するのではなく、逆にもっぱら絶対権力国家の機構内部に統合され、それによって利潤をえようと願うのであり、Montesquieu の経済論は、まさにこのブルジョワジーの国家権力機構への統合の理論および政策としての(絶対主義的)重商主義論である、というのである。そうだとすれば、Mon-

12) C. de la Taille-Lolainville, *op. cit.*, p.317, 333. 同氏は、とくに Montesquieu が「自然法=戒律」という中世的自然法思想を「自然法=検証」という近代的自然法認識に転換したことに意義をみている。そして重農学派の「自然秩序」をこの中世的「自然法=戒律」への復帰と考えるために、Montesquieu を異常にブルジョワ的に解釈する欠陥をもっている。この著作が、1940 年のものであり、1939 年のペタン元帥による Etatisme への強い批判を動機の 1 つとしているために、この誇張があるとも考えられよう。

13) Althusser, L., *Montesquieu, la politique et l'histoire*, Paris, 1959, chap. VI, pp. 103-116.

14) Mathiez, A., "La place de Montesquieu dans l'histoire des pensées politiques," *Annales historiques de la Révolution française*, 1930.

tesquieu はコルベルチスム批判については全く無力であった、というよりむしろその積極的推進者であったという結論にならざるをえない。このような Althusser の Montesquieu 論を検討するには、その基底にある絶対主義論そのものの吟味、重商主義の概念の当否の検討さえも問題であろう。しかしそれはここでの主題ではなく、ここでは、とりあえず Althusser の主張の力点が、「この時代の《ブルジョワジー》の上に、後のブルジョワジーのイメージを投影する」ことの危険を指摘していること、しかもこの指摘が Montesquieu の経済論そのものの検討によってではなく、もっぱら政体論の側からなされていることを確認すればよい。

以上のように、これまでの Montesquieu の経済思想の評価をふりかえってみれば、それぞれの研究の功績は大きいが、経済論と政体論との関係について、両者の密接な関係の理解を軽視すれば、相互に相交わることのない過大な、あるいは恣意的な解釈の可能性を残すことがあきらかである。政体論は、「時代おくれ<sup>15)</sup>」「体系の精神」「形而上学」という理由で排除されるべきではなく、むしろあくまで Montesquieu 自身の体系、方法の中核として重視されるべきであろう。政体論と経済論との関係それ自体が、Montesquieu の相対主義＝関係概念の方法の中心点であり、したがって Montesquieu の経済思想研究の基本点であろうと思われるるのである。

### III

Montesquieu の体系については、すでに前稿で、その形成過程と構造上の特徴についてのべたので、ここで詳述することはさけるが、かれの経済論そのものの考察に入る前に、その政体論と経済論の関係を、要約しながらいくつかの注目すべき特徴を指摘しておきたいと思う。

周知のように、Montesquieu は世界史的視野にたって、人類社会を共和政・君主政・専制政の 3 政体に分類し、その政治形体を政体の「本性」と名づけ、名政体の「本性」を活動せしめる社会的

15) De la Taille-Lolainville, *op. cit.*, p. 154.

原動力としての「人間の情念」を「原理」と名づけ、政体の「本性」と「原理」の関係を、それぞれ共和政=徳、君主政=名誉、専制政=恐怖として対応させ、さらに各政体を基礎づける社会的諸条件として、政体区分と無関係に「気候、宗教、法、政体の格律、過去の事例、習俗、生活様式」をあげる。第1に注目すべきことは、Montesquieu が、ここに、政体の「本性」・「原理」・現実の諸条件という3者の関係を成立させ、政体区分とは無関係に、この現実の諸条件内部の相互関連のなかで経済論を示し、この経済論を「原理」を媒介として「本性」(政体論)に関係づける、ということである。前述のように、「原理」は、Montesquieu によって、政体を活動せしめる「人間の情念」と規定されているが、この3者の関連からみれば、多様な現実の相互関連的な動きを一定の政治形式に導く指導「原理」であり、各政体の現実が内包する社会的矛盾の統一「原理」である。したがって、経済論は現実の経済現象の客観的法則性の確認であるが、経済論の政体論への関係づけは、たんに現実的な経済政策の相対性を意味するのではなく、各政体における経済活動の当為をあきらかにすることである<sup>16)</sup>。

第2に、政体の「本性」・「原理」・現実が相互関連的であるばかりでなく、3政体の区分そのものが相互関連的である。この政体区分は相互に断絶された平列的な区分としてではなく、3個の政体の相互関連のなかで、君主政を制限君主政に導くための論理づけとして示される。すなわち、共和政と君主政はたえず専制政への転落という共通の危険性にさらされている。したがって、3個の政体のうち、専制政は別個の独立した政体であると同時に、共和政と君主政が構造的に内包している危機的体制であり、この危機を防ぎうる唯一

の政体、つまり政治的自由を実現しうる唯一の政体として、貴族中間権力による制限君主政の構造的優位が示されるのである。このことは、各政体の「本性」に対応して、それを活動せしめる「原理」の相互関係についてみれば、いっそうあきらかである。すなわち、専制政の原理=「恐怖」は、いっさいの政治活動と経済活動を抑圧して、唯一者の私益専制と恐怖的沈黙による「平穏」、つまり強いられた平等=隸従の維持を目的とするのに對し、共和政の原理=「徳」は、民主的平等社会において商業・労働・節約の精神を維持するために、政治的徳性の尊重、つまり「私益に対する公益の不断の優先」を目的とするとされる。これらに対して、君主政の原理=「名誉」とは、本来的に不平等な、この社会において共和政の原理である政治的徳性にかわるものであり、個人の利益活動と公共利益の調和をはかるために、「名人が自分の特殊利益を追っていると信じながら共同利益に向う」(EL. III・7)ところの「各人・各身分の偏見」(EL. III・6)の尊重を目的とすると規定されている。これら3個の政体の原理の相互関係を、いっそう集約的にいえば、専制政の原理=「恐怖」は唯一者の土地・商業独占と収奪による奢侈の原理であり、また同時に人民の貧困と隸従を不可分のものとする本質的に腐敗の原理である(EL. XX・3)のに対して、共和政の原理=「徳」はむしろ貧困を自由の必然的な一部とする原理(EL. XX・3)であり、したがって奢侈によって腐敗する原理である。これらに対して、君主政の原理=「名誉」とはむしろ貧困によって腐敗する原理であり、これをいいかえれば奢侈による豊富と自由をともに実現しうる唯一の動態社会の原理として示されるのである。Montesquieu にとって、制限君主政こそは、かれの3政体論のいわば弁証法的綜合である。専制政や共和政についての論述や3政体にかんする歴史的記述は、すべてフランスの現状、絶対主義的専制に対する間接的批判であり、制限君主政における貴族中間権力の存在理由を側面から確認するためのものにはかならないのである。

第3に、では、この君主政の構成自体の相互関係のなかで、君主政の「原理」とされる「名誉」

16) Jaubert は前述のように Montesquieu の経済思想を経済理論・政策の相対性にのみ還元する。De la Taille-Lolainville はすべて Sein であると主張する (op. cit., p.154)。cf. 「以上が3政体の原理である。それは、ある共和国において、ひとは有徳であるということを意味するのではなく、有徳であるべきだということを意味する。……それなくして政体は不完全なのである。」(EL. III・11)

すなわち「各人・各身分の偏見」は、経済論をどのように規定するであろうか。いいかえれば、君主政下において、経済活動は基本的には、どのような当為を課せられるであろうか。

君主政の構成について、Montesquieu は、「中間的・付属的・従属的権力が君主政体すなわち唯一者が基本法によって統治する政体の本性を構成する」(EL. II・4) という。なぜなら、「君主政にあっては、事実上、君主があらゆる政治的・市民的権力の源泉である」が、一方、「基本法は、権力が通過する中間の水路を必然的に前提とする」(EL. II・4) からである。ところで「最も自然な中間的・付属的権力は貴族権力」(EL. II・4) であり、その基本的な役割は、国王の専制から人民を守り、人民の専制から国王を守ることにあるとされるのだが、Montesquieu は、政治的自由の完全な実現のために、「君主政には中間身分が存在するだけでは十分ではない。さらに法の受託所が必要である」(EL. II・4)とのべて、ここに法服貴族を中心とする貴族中間権力の構想をあきらかにする。司法権を独立的・中立的・仲介的機能とし、立法権と行政権とを相互に干渉・制御させる・いわゆる「三権分立論」の原型は、この貴族中間権力の政治理論にほかならないのである。

この貴族中間権力の構想そのもの、あるいはその政治理論にもみられるように、Montesquieu が君主政の原理を唯一の動態社会の原理としたのは、実は、君主政の原理のもとでのみ保証されうる徹底的な相互関連性、つまり相互制御の機構を前提にしてのことである。君主政の原理とされる「名誉」すなわち「各人・各身分の偏見」というのは、市民社会における個人の利益活動の完全な解放を意味するのではなく、君主政のもつ封建的性格と市民的性格の相互制御による共存をめざす原理であり、まさに「各人・各身分の偏見」にはかならない。したがって、君主政下においては、「各人・各身分の偏見」にもとづいて、貴族が商業に従事することは禁じられ、商業は人民にのみ許されるのであるが、一方、「中間的従属的権力は人民があまりに勢力をもつことを望まない」(EL. V・11)のである。つまり、君主政において、

貴族中間権力が君主の専制から人民を守り、人民の専制から君主を守るということは君主の政治権力と人民の経済力を分離し、これを相互に制御し両者を媒介することによって、政治的自由と経済的繁栄をも相互関連的に維持することを意味するのである。

こうして、制限君主政のもと、つまり貴族中間権力による政治的自由の保証のもとで、経済活動は基本的に2重の目的によって規定される。すなわち、封建的な王室財政の維持と市民的な「勤労」(industrie)の尊重とである。「法は、この政体の構造が許しうる・いっさいの商業を維持すべきである。それは、臣下が破滅することなく、君主と宮廷の常に新たに生じる欲求をみたしえんがためにである」と Montesquieu はいう。この主張は、一見 Montesquieu を王室財政の維持のみを目的とする絶対主義的重商主義者と思わせるし、事実、Althusser が Montesquieu をそう断定するさいに引用する唯一の語句であるが、Montesquieu はむしろ、「いまや国庫が個人の家産となつた」フランス絶対王制の現状を批判するため、前述の経済活動の2重の目的を厳密に相互関係的に維持することをめざすのであり、それによって、いわば王室財政を市民的「勤労」を基礎とする国民的経済活動の視野のなかに入れることにこそ、むしろ Montesquieu のコルベチスム批判の基本点がみられるのである。Montesquieu はさきの主張につづけて、重税が人民を勤勉ならしめるという重商主義的租税論に反対して、つぎのように述べている。「法は、租税徵収の方法において、その方法が課税そのものよりも重くないようにするために、なんらかの規定を設けるべきである。課税の重圧はまづ労働を生ぜしめる。労働は圧迫感を、圧迫感は怠惰の精神を生ぜしめる」(EL. V・9)。

#### IV

以上のように、Montesquieu の経済思想の基本的性格をかれ自身の方法に即して政体論と経済論との関係でみるかぎり、かれを絶対主義的重商主義の推進者と考えることはできないし、またたんにブルジョワジーの経済的利害の代弁者とだけみることもできない。貴族中間権力の構想とその政

治理論としてのいわゆる三権分立論の原型が、いわれるようく封建反動の代表者の構想や理論ではなく、ブルジョワ的自由の代弁者のそれでもなく、宮廷貴族・僧侶の封建階級からブルジョワジーまでをふくむ・いわば絶対主義批判のための統一戦線の構想と理論であるように、Montesquieu の経済思想の特徴は、自ら多くの前期的性格をもちながらも、土地経営貴族として、それぞれ独自に絶対主義批判の勢力となりえない封建階級と第3階級の経済的利害を同時に展望しようとする法服貴族のコルペルチスム批判であり、少数の絶対主義特權官僚による *Etatisme* に対抗するかぎりでの広汎な国民経済論の展開である<sup>17)</sup>。

よく知られているように、コルペルチスムは軍需品・奢侈品産業の特權による急速な育成を基本目標とし、そのため独占による保護貿易体制、国内産業規制、穀物低価格政策のための穀物通商の取締りを重点政策としたが、Montesquieu の批判は、重農学派のように、これを全面的に否定し正反対の政策転換を求めるのではなく、コルペルチスムの強行によって生じた政治的経済的諸関係の矛盾を相対的に整序すること、すなわち貴族中間権力は「立法者」として、国王と絶対主義官僚がその政治権力によって、また封建的諸階級がその特權によって人民の経済活動に直接介入することを禁止し、この貴族中間権力の保証と指導のもとで、人民の経済活動が君主と宮廷の維持を条件とするかぎり、これに市民的自由を与えて、純粹に経済活動自体における矛盾を整序することである。コルペルチスムが Royal mercantilism として、その典型を示したように、これに対抗し制御しようとする Montesquieu の相対主義もまた徹底をきわめるのであり、かれのコルペルチスム批判

の深さと限界は、法服貴族の相対主義の深さと限界にあるといえる。

ところで、『法の精神』における主要な経済論は「奢侈論」(EL.VII), 「租税論」(EL.XIII), 「商業論」(EL.XX・XXI), 「貨幣論」(EL.XXII), 「人口論」(EL.XXIII) であるが、Montesquieu の経済思想の中心は「奢侈論」にあるとみるべきであろう。それは Montesquieu によって生産・分配・消費の中心点、社会諸階級を結ぶ紐帯と考えられているからであり、なによりもコルペルチスム批判の中心点と考えられているからである。われわれは、まづ Montesquieu の奢侈觀をうかがうことによって、かれの経済思想の出発点を観察することができるであろう。

Montesquieu はまづ奢侈を「他人の労働によつて与えられる生活の便宜」と定義している。また「生活必需品しかもたない人の奢侈はゼロに等しい」というところからみると、Montesquieu は生活必需品以上の「生活の便宜」をすべて「奢侈」と呼んでいることが知られるのであり、事実かれは、医者・弁護士等の広く技術一般をふくめているのだが、基本的には余剰生産を意味している。このような奢侈が財産の不平等と基本的欲望以上の「虚榮心」を前提とすることはいうまでもなく、Montesquieu はさらに「奢侈は国家の富、個人財産の不平等および一定地域に集まる人間の数に複合的に比例する」と定義しており、同時に奢侈=余剰生産の増大は、「欲求とそれをみたす手段との間になんらの調和も存在しなくなる」「一般的不便」が生じることを問題として指摘している(EL.VII・1)。

ところで、奢侈論を政体論との関係でみると、富が平等に分配され、「商業、労働および徳性の精神が各人に自分の財産だけで生活させる」民主政においては、奢侈は存在しえなかった(EL.VII・2)。また貴族政においては、「奢侈は節制の精神に反するので」、「利益を受けることのできない極貧者と消費することのできない極富者だけが存在する」「不幸」をもつてゐる(EL.VII・3)。これに反して、富の分配の不平等な君主政においては、富の再分配のために「奢侈は必ずしも生じな

17) したがって、Montesquieu の経済思想を、一応のブルジョワ革命を経過した「英國流の重商主義的見解にほかならない」(河野氏、前掲論文)とだけ規定することは正確とはいえない。

ちなみに、Montesquieu は、イギリス革命で「イギリスが自由を愛するあまりに、かれらの君主政を形成するあらゆる中間権力を排除した」(EL.II・4)こと、あるいはそれをフランスに適用することに批判的である。

ければならない」のであり、「個人的富は市民の一部から生活必需品を奪ってはじめて増大した」のであるから、「富者は財産の不平等に比例して消費し、奢侈はこの比例にしたがって増大することが必要である」。つまり「君主政国家が維持されるためには、奢侈は農民から職人へ、商人へ、貴族へ、官吏へ、大領主へ、収税請負人へ、君主へと増大されねばならない。そうでなければ、すべては消滅してしまうであろう」。この原則からすれば、「専制国家では奢侈はいっそう必要である」とされるのだが、Montesquieu は君主政の場合、奢侈は「自由が保持されているということからくる慣行」つまり自由な経済活動であるが、専制政の場合、それは「隸従の利益の濫用」つまり収奪にすぎないと指摘する(EL.VII・4)。結局、Montesquieu によれば、奢侈が経済活動として成立しうるのは君主政のみであるが、かれはこれを、国内の生産力あるいは国内市場の保護という観点から外国奢侈品の輸入を禁止する「相対的奢侈」について考察し、「一般に国家が貧しければ貧しいほど、その国は腐敗せしめられること多く、その結果その国には相対的奢侈禁止法がそれだけ必要である。国家が富んでいればいるほど、相対的奢侈はその国を富ませる。したがって相対的奢侈禁止法の制定には慎重でなければならない」(EL.VII・5)と指摘している。これによってもあきらかに、Montesquieu はコルベルチスムの中心にあった奢侈を全面的に否定するのではなく、また倫理的に判定するのでもなく、諸事物の諸関連との相対性において、とくに国内生産力の増大との関係で有害か無害かを決めるのである。たとえば Montesquieu は「人民の数と生活の容易さとの関係に着目」して、その関係における奢侈をつぎのように考察している。「イギリスでは、土地が、土地の耕作者や衣服の製造者を養うに必要な以上に穀物を産出する。だからレース装飾の技術が存在しうるのであり、したがって奢侈が存在

しうる。フランスでは、土地は農民やマニュファクチュール従業者を養うに十分な小麦をふやしている。さらに外国通商はレース装飾品に対して多くの生活必需品をもたらすので、あまり奢侈を恐れる必要はない」(EL.VII・6)。

また、Montesquieu はこの点を歴史的には、つぎのように考察している。すなわち農地均分法の施行されていた古代共和政においては、「各市民はすべて土地の労働に生活手段をみいだし、全市民はともにその国の全収穫を消費するのであるから、諸技術は乏しくとも、人口は非常に稠密でありうる」。これに対して土地所有の不平等な近代諸国家においては、「土地は耕作者の消費以上に果実を産出する。しかも人々が諸技術を軽視して農業のみに専念すとすれば、その国は人口稠密ではありえない。……したがって果実がラブルとアルチザンとによって消費されるためには、諸技術が確立されるべきである。要するに、これらの国は、多数の人が自分の必要以上に耕作することを必要としている。そうするためには、彼らに余剰を持ちたいという欲求をおこさせねばならない。しかしその欲求をおこさせうるのはアルチザンだけである」(EL.XXIII・15)。

こうみると、Montesquieu にとっては、たんなる奢侈的消費が問題ではなく、また貨幣論のところでみると、奢侈品のダンピング輸出による貿易差額の獲得が問題なのでもなく、国内生産力の増大を伴なう奢侈の増大、つまり勤労(industrie)を刺激しそれと両立しうる奢侈の増大こそが問題である。Montesquieu がさきに指摘した奢侈=余剰生産の増大が欲求とそれをみたす手段との間に調和を失わせるという問題の解決を、かれは「勤労」の増大と経済活動の各分野の相互連関的発展によって解決しようとするのである。以下、次稿では、この観点から Montesquieu の経済思想の各論を検討し、はじめにかけた問題への接近をはかりたいと思う。